

平成27年第1回教育委員会臨時会

平成27年第1回教育委員会臨時会が平成27年8月24日午前9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- | | |
|---------|---|
| 1 日 時 | 平成27年8月24日（月） 午前9時30分から |
| 2 場 所 | アミュー第2講座室 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり |
| 4 出席委員 | 松村 重樹（教育委員長）
植松 紀子（委員長職務代理）
稲田 瑞穂（委員）
宮川 保之（委員）
坂田 篤（教育長） |
| 5 出席説明者 | 絹 良人（教育部長）
栗林 昭彦（指導課長）
粕谷 靖宏（教育総務課長）
清野 三起男（学務係長） |
| 6 書 記 | 小林 真吾
田中 留美 |
| 7 傍聴者 | なし |

平成27年第1回清瀬市教育委員会臨時会議事日程

平成27年8月24日

午前9時30分

日程第1 会議録署名委員の指名

宮川 委員

日程第2 議案第16号 通学区域見直しに係る区域別対応措置（下清戸一丁目及び三丁目の一部の区域）の指定解除について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

委員長が開会を宣言し、議事に入る。

(松村委員長)

平成27年第1回清瀬市教育委員会臨時会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

委員長が宮川委員を指名。

(松村委員長)

日程第2 議案第16号 通学区域見直しに係る区域別対応措置（下清戸一丁目及び三丁目の一部の区域）の指定解除について説明してください。

(粕谷教育総務課長)

議案第16号 通学区域見直しに係る区域別対応措置（下清戸一丁目及び三丁目の一部の区域）の指定解除について提案理由をご説明いたします。本件は、平成25年4月1日付で実施した通学区域見直しの際に農道への街路灯の設置による通学路の安全対策が図られるまでと期間を限定いたしまして、通学区域見直し後も保護者の申し出により指定校変更を柔軟に取り扱う下清戸地域に限定した区域別対応措置を行っております。

この取扱いにつきまして、平成26年度に市の道路整備計画に基づいて道路拡幅及び街路灯の整備が実施されたこと、及び農道の安全対策として防犯・交通巡視員の配置及び防犯カメラの設置による対策を図ることができる見通しとなり、指定校への通学に支障ない通学路と認められるますので、平成28年度以降の新入生を対象に特別対応措置の指定を解除させていただくため本議案を提出いたします。

7月の定例会でご報告させていただきましたとおり、対象地域の方への周

知は、第十小在籍児童の保護者及び未就学児のいる世帯あてに、来年度から区域別対応措置の指定を解除する旨の通知を6月に発出すると共に、住民説明会を7月3日（金曜日）、7月5日（日曜日）の2回、第八小学校の体育館を会場に実施し、ご意見、ご質問をいただき説明させていただいております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

（松村委員長）

説明会等で多く寄せられた意見について説明をお願いします。

（粕谷教育総務課長）

説明会での質疑の内容につきましては、種類別に大別すると4点になります。

1点目は、小学校への進学でございます。同一住宅内であっても兄弟との年齢差により第十小に進学する世帯と第八小に進学する世帯が生じますので、少人数で第八小に通学することへの心理的な不安についての切実なご意見をいただきました。

2点目は、中学校への進学でございます。第十小を卒業後に第三中へ進学する児童はこれまでなく、新たに進学することになる児童は、少人数となる心理的な不安及び、第三中と第五中の学校規模の平準化はすでに達成しているのではないかというご意見をいただきました。

3点目は、中学校の学校選択制度につきまして、今後も制度は継続するのかがというご質問をいただき、平成28年度新入生については選択制度の変更は考えていませんが、制度開始から10年以上が経過していることから、本制度の検証を行った上で継続するか今後協議することになると回答しています。

4点目は、安全対策に関していくつかご質問をいただきました。巡視員を配置する期間及び時間帯について中学校の部活動を考慮すべきであるといっ

たご意見をいただき、時間帯については考慮することができると回答しています。また、防犯カメラの設置で安全性が高まるのかというご意見をいただきました。設置の目的は犯罪抑止であり、常時監視するようなモニタリングは行わないこと、撮影した映像は被害が発生した場合に警察に提供すると回答しています。

7月定例会でご報告いたしましたとおり、説明会でいただいたご質問やご意見はできるだけ丁寧にお答えしましたが、いただいたご意見は議決機関である教育委員会にお伝えするとしました。

(松村委員長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、本件に関しては7月の定例会で報告書等が配布され、協議しているかと思いますが、改めて確認することはありますか。

(稲田委員)

資料では項目ごとに整理されていますが、説明会の中で特に多く質問を受けた項目はどういった内容でしたか。

(粕谷教育総務課長)

説明会は2回行いましたが、いずれも趣旨説明後に概ね1時間の質疑やご意見をお受けして、教育委員会事務局の立場から考え方を説明させていただきました。

中でも第十小を卒業後の第三中への進学について、第十小から第三中への進学者は少数であることの心理的な不安、及び第三中と第五中の学校規模は、通学区域変更後は、すでに平準化が図られている。今後は第五中が減少して第三中が増加していく傾向となっていくのではないかと。といった意見を数多くいただいており、この件については説明会の場でのご理解はいただくこと

ができませんでした。

(稲田委員)

本年度の第三中への進学者の出身校の内訳はどうなっていますか。

(粕谷教育総務課長)

本年度の第三中1年生103人の出身校の内訳は、清明小から60人、第八小から41人、その他の小学校から2人となっています。学校選択による第十小からの進学者は1人もいません。

また、平成28年度の新入生の推計でございますが、第三中への予定数は、清明小68人、第八小50人の計118人で、この中に第十小から8人が進学した場合、第十小の先輩もいない中で、少数となる心理的な不安を訴える強いご意見をいただいております。

(稲田委員)

資料によると、第三中と第五中の現在の学校規模は約300人ずつで、ほぼ同規模となっておりますが、今後のこの地域の生徒の推移はどのようなになっていますか。

(粕谷教育総務課)

第三中の母体である清明小の児童数は近年の宅地開発により増加傾向にあり、第八小も若干の増加傾向となっておりますので、第三中は現在の300人から更に増加して1学年120～130人、学校全体では360～390人程度で推移していくものと考えられます。

一方、第五中の母体校は第十小となっており、年々増加している状況にあります。第十小学校1校からの受入れになっているため、学校規模では第三中より若干、小規模で推移していくものと捉えています。

(松村委員長)

改めて確認ということで、事務局から説明がありましたが、各委員からの考えをお聞かせください。

(植松職務代理者)

第十小からの進学者が少人数であっても、この地域の指定校となったのですから、進学後は学校がしっかり対応することで第三中が進学先でよいのではないかと考えます。

(坂田教育長)

説明会では、少人数になる不安という意見が多く保護者から語られました。その際の対応として、学校カウンセラーを重点的に配置して子供たちの心理的ケアにあたる旨のご説明をしましたが、なかなか納得はしていただけませんでした。

また、小学校と小学校の連携が必要になってくると思います。具体的には第八小と第十小が日常的に交流することにより顔見知りになり、第三中で初めて顔を合わすことがないよう、教育的工夫が必要になってくるかと思えます。現在小中連携の研究は進めていますが、小小連携によってこの問題は解決できると回答しましたが、なかなか納得いただけませんでした。

(宮川委員)

子供ひとりひとり性格が異なりますので、新しい環境に適応できるかということを考えると、自らの意思で学校選択制度を活用し、少人数の中に進学するのとは違うように思います。性格にもよると思いますが、第十小の卒業生は全員が第五中に進学している現況を考慮する必要もあるのではないかと考えます。

(松村委員長)

中学校への進学について意見を総合すると、第十小の卒業生については、保護者の判断で第三中、第五中への進学を選択できるという内容を付帯条件に追加することとしてはどうでしょうか。

(坂田教育長)

通学区域の見直し後は、指定校への進学を厳格化してきた経過があります。通学区域見直しを行った平成25年4月以前から継続して居住する世帯に限定させていただきたい。

(松村委員長)

教育長からお話のあった、通学区域見直しを行った平成25年4月以前から継続して居住する世帯に限定することを含めて、第十小の卒業生については、保護者の判断で第三中、第五中への進学を選択できるという内容を付帯条件に追加することによろしいでしょうか。

(松村委員長)

次に、小学校への進学について、指定校である第八小への進学でよいか、ご意見をお聞かせください。

(稲田委員)

この地域の通学路の安全対策が整備されたのであるから、指定校である第八小に進学するよう進めていくべきと考えます。また、小学校の段階で第八小に在籍していれば当然のように指定校である第三中への進学となります。

すでにこの通学路を使って、第八小、第三中に通学している児童・生徒がいるわけで、今後は指定解除により、更に多くの人数が通学路として使用する

ることになり、保護者等による見守り活動の重点地域になっていくことも考えられます。指定校である第八小への進学でよいと考えます。

(植松職務代理者)

同じ住宅内で、兄弟関係によって第十小と第八小に分かれて進学となる方が出てしまうことに関しては、一定の配慮が必要ではないかと考えます。

(坂田教育長)

同じ住宅内で、兄弟関係で小学校が分かれてしまうケースは、どういうケースがありますか。

(粕谷教育総務課長)

下清戸の住宅についてですが、兄弟の学年が離れておらず小学校進学時に第十小に在籍していれば第十小に進学できますが、兄弟の学年が離れており小学校進学時に第十小に在籍していない場合は第八小への進学となります。

(坂田教育長)

このような案件を一様に認めることは難しいことですが、子供によっては同じ居住地区内で自分一人だけ第八小に進学することでストレスを抱え、不登校になってしまうことは教育委員会として好ましいことではなく、個別に対応する必要があると考えます。

たとえば保護者の方からご相談があった場合は、就学時にカウンセラーなど心理的専門家による面接を行い、専門的知見から意見をいただく等、丁寧に対応を検討する中で、個々に配慮することが必要ではないかと考えます。

(植松職務代理者)

通学区域の見直しの付帯条件である兄弟関係について、長い期間変更前の学校に進学させている世帯は、その地域から孤立してしまう可能性が生じるデメリットもあることを、その世帯にしっかり伝えていく必要があると思います。

(粕谷教育総務課長)

指定校変更の申請時に、地域との連携が十分図れないことが懸念されるため、指定校変更受付時に様々なデメリットがあることを説明し、保護者の意思で選択していただきます。

(松村委員長)

小学校への進学について意見を総合すると、安全対策が図られたことから第八小への進学となることでよろしいでしょうか。これまでの審議内容を踏まえて、付帯条件の追加について事務局で文言整理を行い、議案資料の差替えを指示します。時間を要するため、10分間休憩といたします。

(松村委員長)

休憩前に引続き、会議を再開します。資料の差替えを行いました。変更点は4項の付帯条件に(3)を追加し、「第十小学校在籍児童の中学校進学について、対象区域に平成25年4月以前から継続して在住する世帯に限り、第五中学校への指定校変更を柔軟に取り扱うものとする」という文言を追記しました。この内容でよろしいでしょうか。

全員異議なし

(松村委員長)

議案第16号 通学路見直しに係る区域別対応措置（下清戸一丁目及び三

丁目の一部の区域) の指定解除は、差替え資料のとおり議決とします。

以上をもって教育委員会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前 10時10分

平成27年 8月24日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

委員長 松村 重樹

委員 宮川 保之